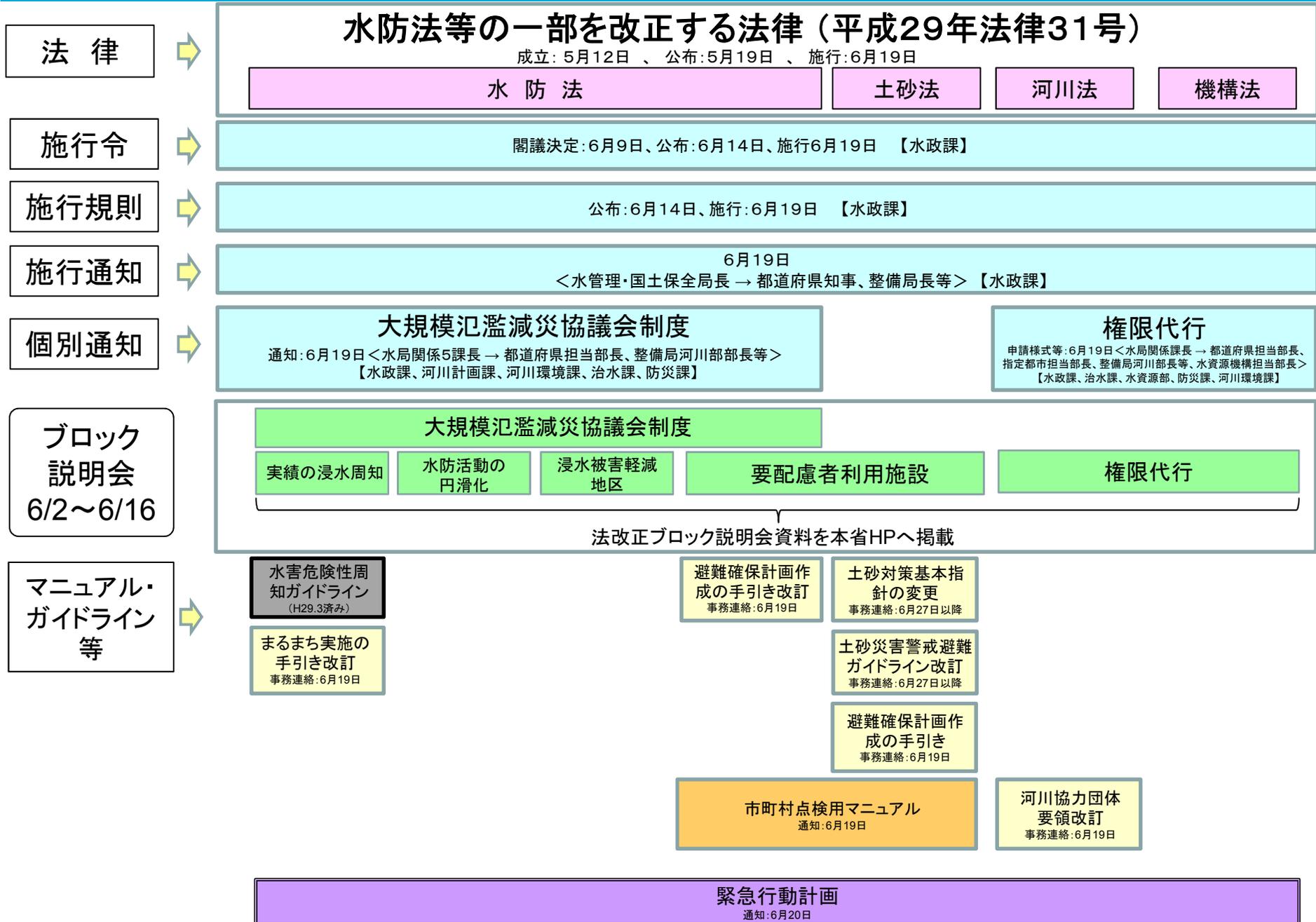


# 「水防法等の一部を改正する法律」 の概要について

# 水防法等の一部改正に係る通知等の全体構成



# ●水防法等の一部を改正する法律

## 背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

## 法案の概要

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

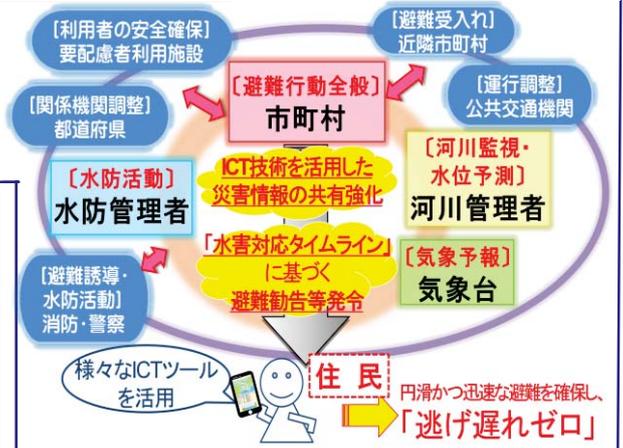
### 1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

#### 大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

#### ▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



#### 市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

#### 災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

### 2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

#### 国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

#### 予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

#### 民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

#### 浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

#### 【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)  
⇒ 関係機関と連携し、  
2021年までに100%を実現

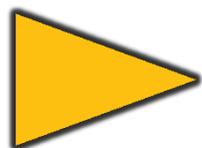
大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会※ (約37%) (2016年12月)

⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定  
※ 法定協議会の母数は見込み

# 背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



**「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。**

【平成27年9月 関東・東北豪雨】

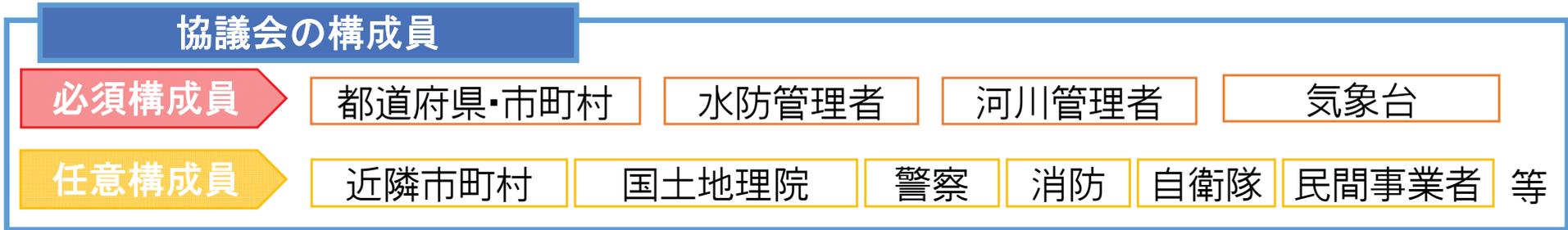
【平成28年8月 台風10号】



# ① 「逃げ遅れゼロ」実現のための 多様な関係者の連携体制の構築

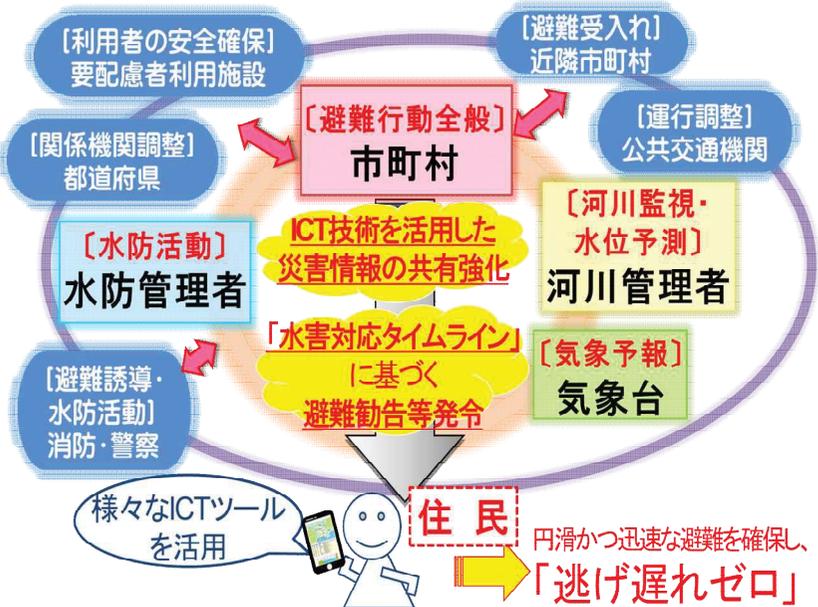
# 大規模氾濫減災協議会制度の創設

- 国及び都道府県知事は、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、洪水予報河川・水位周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織（国協議会は必置、都道府県協議会は任意設置）。
- 大規模氾濫減災協議会では、「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。



## ▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」等を協議会で作成・点検。



## <災害対応のスケジュール表“水害対応タイムライン”>

	国土交通省	交通サービス	市町村	住民
<b>台風発生</b>				
台風上陸 3日前	○台風予報 ○台風に関する記者会見	<b>体制の早期構築</b>	<b>運行停止の可能性を早めに周知</b>	<b>広域避難の可能性を早めに周知</b>
台風上陸 の可能性	○連絡体制等の確認 ○協力機関の体制確認	○交通サービス運行停止予告	○広域避難体制の確認・周知	○防災用品の準備
<b>災害発生 の危険性</b>				
台風上陸 1日前	○台風に関する記者会見 (特別警報発表の可能性) ○大雨・洪水等警報 ○はん濫警戒情報	○リエゾンの派遣	○早期に広域避難を開始	<b>早期に広域避難を開始</b>
台風上陸 12時間前	○大雨・暴風・高潮等特別警報	○所管施設の巡視	○運行停止手順の確認・公表	○広域避難勧告・指示 ○広域避難者の誘導・受入
<b>台風接近</b>				
台風上陸 0時間前	○はん濫危険情報	○市町村長へ事態切迫状況の伝達	○避難勧告・指示	○屋内安全確保
<b>台風上陸</b>				
0時間前	○はん濫発生情報	○TEC-FORCE活動(道路啓開等) ○被害状況の把握 ○緊急輸送路の確保	○運行停止 ○施設保全・待避終了	○早期復旧・再開が可能となるように運行停止
		○被害状況の把握 ○施設点検 ○運行見通しの公表	○避難勧告・指示	○支援の要請

# 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	<b>義務</b>	<b>義務</b>

※ 土砂災害防止法では義務を新設

### 担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。

○国も以下の取組により計画作成等を支援予定。

- ・簡易な入力フォームを通じて避難確保計画を作成できるようにする等の「手引き」の充実
- ・地方公共団体が計画内容を確実にチェックできるよう、関係機関と連携して点検用マニュアルを作成
- ・モデルとなる地区において、関係機関と施設管理者が連携して避難確保計画を作成し、そこで得られた知見を共有
- ・計画作成や訓練に係る費用の補助等を市町村が行う場合、その費用を防災・安全交付金で支援



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。 6

# 【参考】要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

- 要配慮者利用施設とは、「社会福祉施設、学校、医療機関その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」とされている。（水防法・土砂災害防止法）
- 例えば、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、保育所等の社会福祉施設や病院等の医療施設、幼稚園、小学校等の学校が想定される。

## 水防法関係

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した洪水予報河川・水位周知河川等の浸水想定区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設の数	31,208
避難確保計画の作成施設数	716
うち、計画に基づく避難訓練の実施施設数	237
うち、自衛水防組織設置数	352

（平成28年3月31日時点）

## 土砂法関係

- 都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設の数	7,325
うち、避難確保計画の作成施設数（自主的取組）	1,292
うち、避難訓練の実施施設数（自主的取組）	569

（平成28年3月31日時点）

# 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

- 住民等の的確な避難の判断等に資するよう、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知する制度を創設。

	リアルタイムの予報又は水位周知	水害リスク情報の周知	避難確保との連動
洪水予報河川 (法10条、11条) 水位周知河川 (法13条)	○	○ (シミュレーションに基づく洪水浸水想定区域の指定)	○ (浸水想定を踏まえた避難場所の設定等)
上記以外の河川のうち市町村長が必要と認める河川 (今回措置)	—	○ (浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知)	—

＜過去の浸水実績図 茨城県東海村＞



「避難すべき住民等が居住する住宅や高齢者等の防災上の配慮を要する者が利用する施設が近傍にある河川」等を想定

## 市町村長による浸水実績等の把握

- 過去の浸水実績等に係る調査結果を参考にして、浸水実績等の把握に努める。
- 河川管理者は、自らが保有する過去の浸水情報や河川の状況等の情報を市町村長に提供する等、必要な援助を実施。

## 水害リスク情報の周知

- 過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民に周知。
- 周知は、ハザードマップとして配布、電柱や看板等への記載、インターネットでの公表など、地域の実情を踏まえて適切な方法で実施。

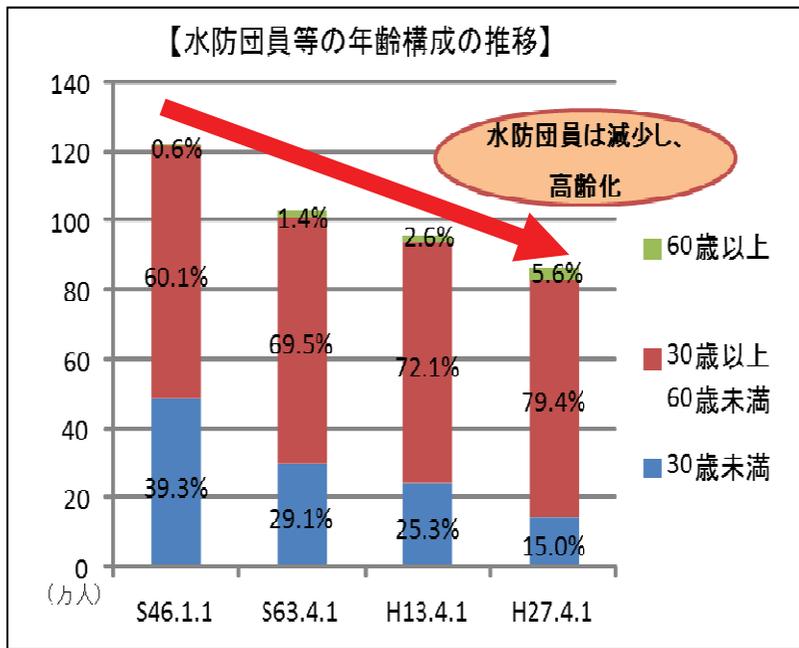
＜電柱に表示 兵庫県新温泉町＞



## ② 「社会経済被害の最小化」実現の ための既存資源の最大活用

# 民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防管理者等に水防活動のために認められている権限の一部を、水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者が行使できることとし、民間事業者による水防活動を円滑化。



<民間活力を活用した水防活動（イメージ）>



【民間事業者は、水防管理者から委託を受けた水防活動の範囲内に限り以下の権限を行使可能。】

## 緊急通行(法19条)

- 水防上緊急の必要がある場所に赴くときの私有地等の通行。

## 公用負担(法28条)

- 水防のため緊急の必要があるときの他人の土地等の使用。

# 浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 輪中堤防や自然堤防等が存する区域が、洪水の際に浸水の拡大を抑制する効用を有する場合、水防管理者がこれを浸水被害軽減地区として指定し、保全を図る。
- 浸水被害軽減地区の保全により、住民避難までのリードタイムを確保し、又は水防団等が土のう積み等を行う箇所を重点化し、もって水災による被害の軽減を図る。

## 水防管理者による指定

- 輪中堤防等が存する土地等の区域が浸水の拡大を抑制する効用を有すると認めるときは、これを浸水被害軽減地区として指定。

※ 指定のため、河川管理者が情報提供等の必要な援助を行う

## 形状変更行為の届出

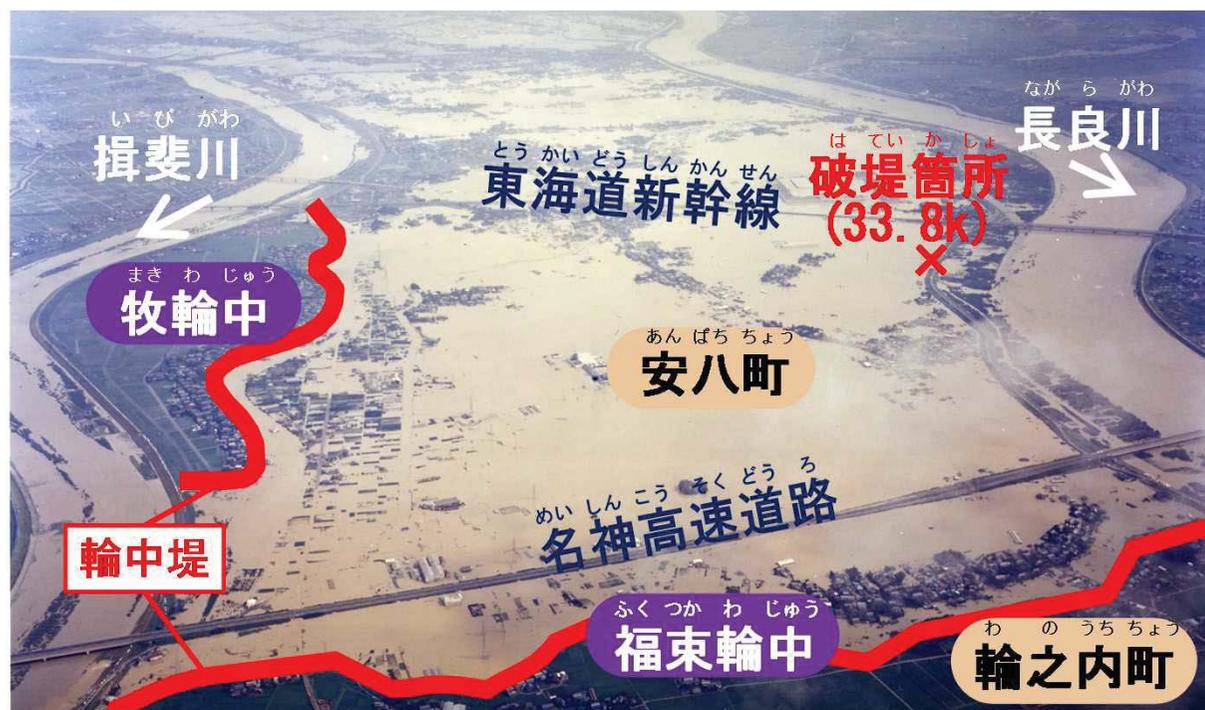
- 浸水被害軽減地区内の土地の改変、掘削等をしようとする者は、あらかじめ水防管理者にその旨を届出。

## 助言・勧告

- 届出に係る行為が浸水被害軽減地区の保全の観点から望ましくないと水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告。

※ 届出をしないで、又は虚偽の届出をして土地の形状変更行為を行った者には罰則

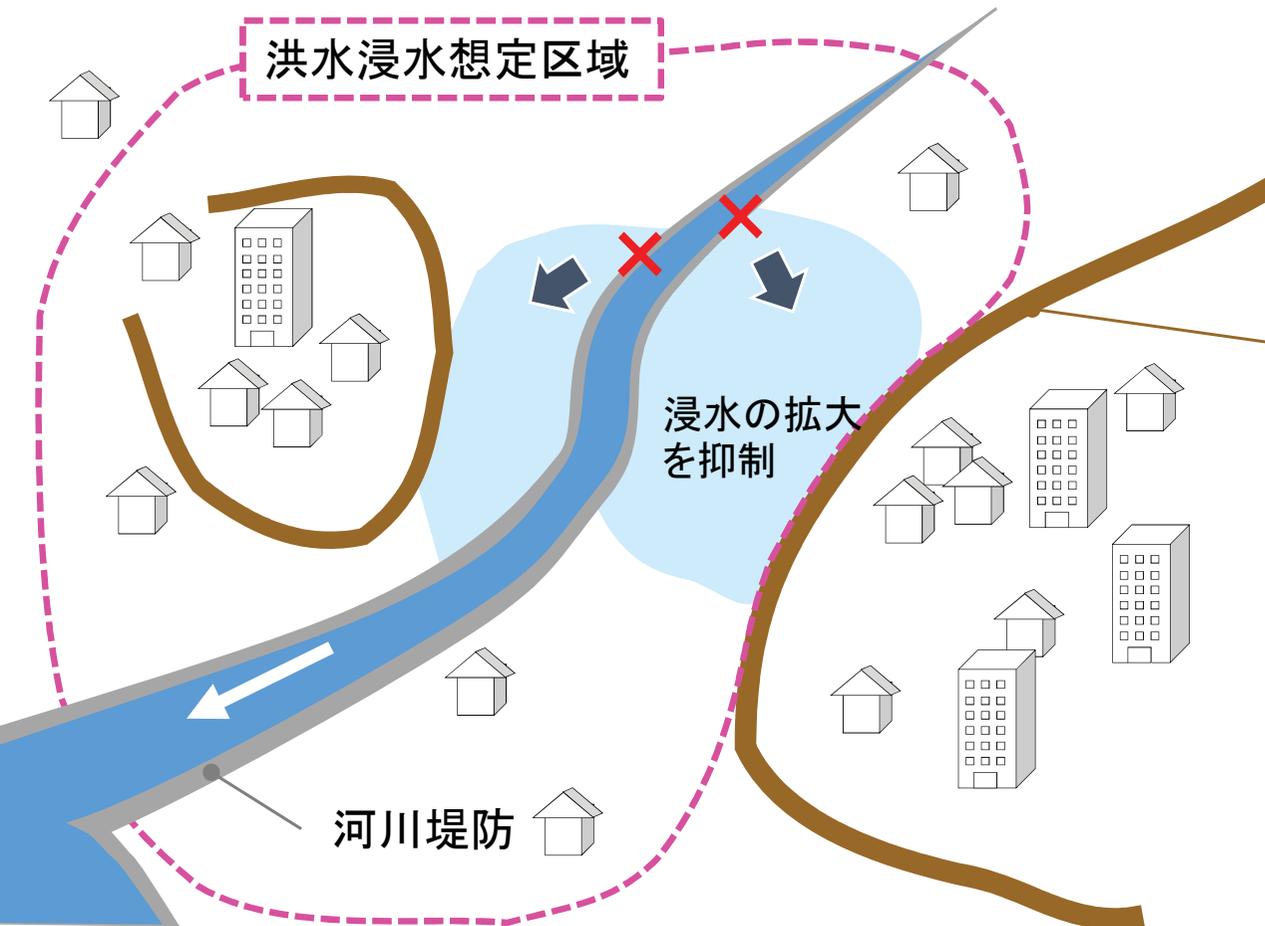
＜輪中堤：昭和51年9月 台風17号の際の様子＞



# 浸水被害軽減地区の指定の対象

- 洪水浸水想定区域（隣接・近接する区域を含み、河川区域を含まない）内で、浸水の拡大を抑制する効用<sup>（注）</sup>があると認められる輪中堤等の盛土構造物、自然堤防等を指定
- 周辺の家屋等の立地状況や土地利用の計画等を踏まえて指定
- 一定の行為規制を課すものであることから真に必要な範囲に限定して指定

（注）必ずしも洪水浸水想定区域の前提となる洪水による浸水の拡大を防ぐ程の効用が求められるわけではなく、地域の実情に応じて、それ以下の洪水に対して浸水の拡大を抑制する効用が認められれば足りる



## ■ 輪中堤等の盛土構造物

: 歴史的に形成された輪中堤やその跡地といった帯状の盛土構造物

## ■ 自然堤防

: 河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲より高くなった帯状の土地



# 国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県知事等では施行が困難な高度な技術等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。  
※ 水資源機構による代行はフルプラン水系内のダムに限定。
- 代行事業に要する費用負担は都道府県知事等が自らこれを実施する場合と同じ。

## 代行の要件

- 都道府県知事等から要請があること
- 都道府県等の工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、代行することが適切と認められること
- 当該工事が、高度の技術又は機械力を使用して実施することが適切であると認められるものであること

### <高度な改良工事の例>



鶴田ダム再開発事業（鹿児島県薩摩郡さつま町）

### <高度な災害復旧の例>



平成27年9月関東・東北豪雨における災害復旧工事（宮城県大崎市）

## 川内川大規模氾濫減災協議会規約（改定案）

## （名称）

第1条 この会議は、川内川大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## （設置）

第2条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として「川内川大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## （目的）

第3条 協議会は、甚大な被害をもたらした平成18年洪水や、近年、各地で頻発している洪水被害等を踏まえ、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、川内川における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

## （協議会の対象河川）

第4条 協議会は、川内川水系における一級河川を対象とする。

## （協議会の構成）

第5条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## （幹事会）

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等、川内川水害に強い地域づくりによる浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会の庶務を行うため事務局を置く。

- 2 事務局は九州地方整備局川内川河川事務所、鹿児島県、宮崎県に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第12条 本規約は、平成28年3月18日から施行する。

平成 年 月 日改正

改正案	現行
<p style="text-align: center;">川内川<u>大規模氾濫減災</u>協議会規約</p> <p>（名称） 第1条 この会議は、川内川<u>大規模氾濫減災</u>協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p><u>（設置）</u> 第2条 <u>水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として「川内川 大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p>（目的） 第3条 協議会は、甚大な被害をもたらした平成18年洪水や、近年、各地で頻発している洪水被害等を踏まえ、<u>「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、川内川における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進</u>することを目的とする。</p> <p><u>（協議会の対象河川）</u> 第4条 <u>協議会は、川内川水系における一級河川を対象とする。</u></p> <p>（協議会の構成） 第5条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">川内川水防災意識社会再構築協議会規約</p> <p>（名称） 第1条 この会議は、川内川水防災意識社会再構築協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>（目的） 第2条 協議会は、甚大な被害をもたらした平成18年洪水を受け、川内川流域一体で様々な取り組みを行ってきたことや、近年、各地で頻発している洪水被害等を踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、かつ計画的に推進することにより、川内川において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>（協議会の構成） 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。</p>

改正案	現行
<p>(幹事会)</p> <p>第6条 協議会に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。</p> <p>3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。</p> <p>5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項)</p> <p>第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。</p> <p>二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、<u>氾濫水の排水等</u>、川内川水害に強い地域づくりによる<u>浸水被害軽減</u>を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。</p> <p>三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。<del>また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施、情報の共有を図る。</del></p> <p>四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な<u>取組</u>事項を実施する。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第4条 協議会に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。</p> <p>3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。</p> <p>5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項)</p> <p>第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。</p> <p>二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び川内川水害に強い地域づくりを実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。</p> <p>三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施、情報の共有を図る。</p> <p>四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。</p>

改正案	現行
<p>(事務局)</p> <p>第10条 協議会及び幹事会の庶務を行うため事務局を置く。 2 事務局は九州地方整備局川内川河川事務所、<u>鹿児島県、宮崎県</u>に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>第12条 本規約は、平成28年3月18日から施行する。 <u>平成 年 月 日改正</u></p>	<p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の庶務を行うため事務局を置く。 2 事務局は九州地方整備局川内川河川事務所調査課に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>第10条 本規約は、平成28年3月18日から施行する。</p>

施策番号	項目	事項	実施内容	主な取組内容	関係機関名	実施年●・実施予定年○						項目番号 課題番号	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20) 今後の進め方及び数値目標等	具体的内容等				
						H29.3以前	H29年度末	H30年度末	H31年度末	H32年度末	H33年度以降							
◆ハード対策の主な取組内容	川内川水害に強い地域づくりを推進するためのハード対策の取組	1)洪水を河川内で安全に流す対策	堤防整備等の河川改修の実施	・堤防整備、河道掘削、河床低下対策、堤防質的対策、鶴田ダム再開発事業等。	川内川河川	●	●	○	○	○	○	R、S、T	【国管理河川】 ・平成32年度までに対象延長約1,200kmを整備。	引き続き河川改修(築堤、河道掘削、堤防質的改良)を実施していく。				
					鹿児島県	●	●	○	○	○			【県管理河川】 ・河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、優先区間を定めて順次実施。	河川改修事業実施中河川を順次実施するとともに、さらなる予算確保に努める				
					宮崎県	●	●	○							河道掘削を順次実施。			
		2)危機管理型ハード対策	①堤防天端の保護、法尻補強等	・必要な箇所において、堤防天端の保護対策、法尻補強等を実施。	川内川河川	●	●	○	○	○		R	【国管理河川】 ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対象延長約1,800kmを整備。 【県管理河川】 ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。	危機管理型ハード対策における堤防天端舗装はすべて実施済み。引き続き堤防法尻補強を実施していく。				
		3)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤整備	①住民の主体的な避難行動や行政の適切な避難勧告・避難指示発令に資するCCTVカメラ等の整備及びHP等での情報提供の拡充	・CCTVカメラ等の整備を適宜行うとともに、検討した結果等を踏まえ、HP等で提供している情報について拡充を図る。	川内川河川	●	●						ア8、K	【国管理河川】 ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対象延長約1,800kmを整備。 【県管理河川】 ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。	川内川管内の河川状況を確認し、必要に応じてカメラの設置を行っていく。 ・H29年度新たに3基設置			
					鹿児島県	●		○								H30以降については、協議会の中で対応について検討する。		
					宮崎県	●												
			②住民に確実に情報と伝えるための防災行政無線の拡充や多様な情報提供手段の整備	・各市町で整備している防災無線等住民に情報と伝達する手段について、現状を確認し、拡充の必要等を踏まえ検討。	薩摩川内市		●							ア8、L	-	薩摩川内市総合防災センターの建設		
					さつま町	●	●	○									防災行政無線デジタル化(戸別受信機:全戸配布)	
					伊佐市				○									防災無線のデジタル化を構築予定
					湧水町	●												全戸設置済。新築住宅等への個別受信機の設置
			③防災拠点機能を維持するための行政庁舎や排水施設及び自家発電設備等の耐水化の検討	・必要な庁舎や排水施設等について、現状を確認し必要に応じて耐水化の検討を行う。	薩摩川内市		●							P	【国・県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現状の施設・機材の情報について共有。 【国管理河川】 ・平成32年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水計画を作成。 ・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。 【県管理河川】 ・国管理河川における先事例の周知など技術的な支援を実施。	薩摩川内市総合防災センターの建設		
					さつま町													新庁舎建設を計画予定
					伊佐市								○					今後検討する。
					湧水町													
					えびの市	●												
		鹿児島県																
		宮崎県																
		鶴田ダム管									○			現時点では長期にわたり浸水が継続する地域に施設はない。				
		④洪水氾濫による被害の軽減、円滑な避難行動及び着実な水防活動等に資する施設整備	・洪水氾濫による被害の軽減、円滑な避難行動及び着実な水防活動等に資する施設整備	薩摩川内市	●								F	【国・県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、河川防災ステーションの整備を進めると共に、関係機関の情報を共有し市町等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。	関係機関と連携し、引き続き研究をする			
				さつま町														
				伊佐市											○		新庁舎建設を計画予定	
				湧水町														
				えびの市														
鹿児島県																協議会の中で検討。		
宮崎県																		
鶴田ダム管										○						既存施設(多目的広場等)の防災拠点としての活用方法を今後検討		
川内川河川								○				河川防災ステーション整備を検討していく。						



項目	事項	実施内容	主な取組内容	関係機関名	実施年●・実施予定年○						項目番号 課題番号	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20) 今後の進め方及び数値目標等	具体的内容等
					H29.3以前	H29年度末	H30年度末	H31年度末	H32年度末	H33年度以降			
1 災害リスク、避難計画等に関する事項	新たな取組や拡充等に着手	⑧HP等にて発信している防災情報の充実	・HP等にて発信している防災情報の充実について引き続き実施	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	ア8、10、K	-	薩摩川内市地域情報化推進計画により、更なるきめ細かな防災・気象情報の発信を行うこととしている。 平成29年度に防災ホームページをリニューアルした。 引き続き実施
				さつま町	●								
伊佐市	●	○	○	○	○	○			継続して実施。				
湧水町	●								公式ホームページ、SNSに情報掲載				
えびの市	●								・市町村の避難勧告等について県ホームページで情報提供を行う。 ・「県総合防災システム」により、災害情報を収集・集約し、災害情報(避難準備・勧告・指示・避難所情報等)について、Lアラートによる各メディアを介した住民への情報発信を行う。 宮崎県庁HPに防災危機管理情報を掲載 WEBページ「宮崎県の雨量と河川水位観測情報」を運営 気象庁HP、鹿児島地方気象台HPにて防災情報の充実を図っており引き続き継続。 気象庁HP、宮崎地方気象台HPにて防災情報の充実を図っており引き続き継続。				
鹿児島県	●	●	○	○	○	○				・洪水調節効果の速やかな公表を適宜実施中 ・鶴田ダムホームページのスマホ版構築			
宮崎県	●	●	○	○	○	○				川内川防災情報「早よ見やん川内川」のスマートフォン版構築(H30年度より運用) ・HPの映像カメラ配信を12箇所→55箇所に拡充。			
鹿児島県	●	●	○	○	○	○				鹿児島県総合防災システムに入力することにより、情報提供を行うこととなっている。 現在6社(NHK、MBC、KTS、KKB、KYT、FM鹿児島)と連携済み			
宮崎県	●	○	○	○	○	○				予定なし			
鹿児島県	●	○	○	○	○	○				鹿児島県総合防災システムに入力することにより、情報提供を行うこととなっている。			
宮崎県	●	○	○	○	○	○				災害時における放送及び報道要請に関する協定を締結済み(放送局6社、新聞社9社) 県内全ての放送事業者と締結済			
1 住民自らの避難行動や企業の防災対応を促すための取組	新たな取組や拡充等に着手	⑨災害時のマスコミとの災害時放送協定未締結社との締結	・災害時のマスコミとの災害時放送協定未締結社との協定締結を行う	薩摩川内市		●	○	○	○	○	ア8、10、K	-	鹿児島県総合防災システムに入力することにより、情報提供を行うこととなっている。
				さつま町									
伊佐市									予定なし				
湧水町									鹿児島県総合防災システムに入力することにより、情報提供を行うこととなっている。				
えびの市									災害時における放送及び報道要請に関する協定を締結済み(放送局6社、新聞社9社) 県内全ての放送事業者と締結済				
鹿児島県	●	○	○	○	○	○			川内川河川事務所と協働実施				
宮崎県	●	○	○	○	○	○			NHK、KTS(鹿児島テレビ)と協定済 MBC(南日本放送)と協定締結済(H29.11.30)				
鹿児島県	●	○	○	○	○	○			関係機関と連携し、引き続き実施				
宮崎県	●	○	○	○	○	○			引き続き推進				
鹿児島県	●	○	○	○	○	○			今年度から実施。今後も実施予定。				
2 平時からの地域住民等への周知・教育・訓練等に関する事項	新たな取組や拡充等に着手	①自ら判断して避難することができる人材育成を目的とした小学校における水防災河川学習の推進(学習指導要領に則した小1~小6の水防災教育とそれをきっかけとした家庭内・地域における防災意識向上)	・既に実施している市町においては、更なる推進を図る。 ・未実施の市町においては、水防災学習に着手。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○			以降3、A、I、J
				さつま町									
伊佐市		●	○	○	○	○			さつま町全校実施中、薩摩川内市試行授業実施(H28年度)、今後、伊佐市・湧水町・えびの市の授業に取り組んでいく				
湧水町	●								小学生・中学生を対象とした大雨WSを開催し防災教育に取り組んでいく。				
えびの市									防災チラシの配布、出前講座・訓練の実施等を引き続き行う				
川内川河川	●		○	○	○	○			未実施				
宮崎県	●	●	○	○	○	○			更なる推進を図る。				
鹿児島県	●	○	○	○	○	○			各自治会の防災訓練・防災講座開催時に実施				
宮崎県	●	○	○	○	○	○			要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の支援(説明会の開催など)				
鹿児島県	●	○	○	○	○	○			水防災関連会議で洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値の利用や防災意識向上につながる普及啓発活動を行う予定				
宮崎県	●	○	○	○	○	○			気象台から防災意識の啓発、地域住民・市民団体NPO・関係機関との連携協働の取組があり、この場で流域雨量指数の予測値の普及啓発活動を行う予定。				
鹿児島県	●	○	○	○	○	○			ダム見学や出前講座、イベント等により適宜情報共有を図る				
川内川河川	●		●	○	○	○			・洪水情報の緊急速報メール(プッシュ型配信)開始(H30.5より)情報の共有を図っていく				

項目	事項	実施内容	主な取組内容	関係機関名	実施年●・実施予定年○						項目番号 課題番号	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20) 今後の進め方及び数値目標等	具体的内容等	
					H29.3以前	H29年度末	H30年度末	H31年度末	H32年度末	H33年度以降				
1 住民自らの避難行動や企業の防災対応を促すための取組	2 平時からの地域住民等への周知・教育・訓練等に関する事項	新たな取組や拡充等に着手	③水害後の早期の復興に向けた、行政、学識者、住民、NPO及び企業等の連携	・水害後の早期の復興に向けた、行政、学識者、住民、NPO及び企業等の連携のあり方について検討。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	以降12、9	-	関係機関と連携し、検討する
					さつま町									今後検討を進める
					伊佐市	●	●	○	○	○	○			雨季前への防災会議を実施している。
					湧水町									今後検討する。
					えびの市	●								団体と災害時復旧協定を締結済み
					鹿児島県									協議会の中で、対応について検討する。
					宮崎県		○	○	○	○	○			未実施
					鹿児島県									
					宮崎県									
					鶴田ダム管		○	○	○	○	○			水害後の連携のあり方について検討を行っていく
					川内川河川		○	○	○	○	○			水害後の連携のあり方について検討を行っていく
					薩摩川内市	●	●	○	○	○	○			ア6、A
	さつま町							今後検討を進める						
	伊佐市		●	○	○	○	○	今年度から実施している。						
	湧水町	●						更なる推進を図る。						
	えびの市							未実施						
	鹿児島県							協議会の中で、対応について検討する。						
	宮崎県	●	●	○	○	○	○	希望者に対して、防災に係る出前講座を実施						
	鹿児島県	●	●	○	○	○	○	出前講座等において水防災関連情報の普及・啓発を図る						
	宮崎県							出前講座で普及・啓発を図る						
	鶴田ダム管	●	○	○	○	○	○	ダム見学や出前講座、イベント等により適宜情報共有を図る						
	川内川河川	●	●	○	○	○	○	出前講座等において、水防災情報の普及啓発に努める。斧洲地区(TOGOの日)出前講座実施(H29.10)						
	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	ア6、9、16、G、I	-	引き続き実施する				
	さつま町	●	○	○	○	○	○			引き続き実施				
	伊佐市	●	●	○	○	○	○			年1回市内一斉の総合防災訓練を実施している。				
	湧水町	●								引き続き実施。				
	えびの市	●								継続して実施する予定				
	薩摩川内市							ア8、K、N	-	必要に応じて検討を進める				
	さつま町									必要に応じ検討を進める				
	伊佐市													
	湧水町									現在のところ検討していない				
	えびの市									未実施・予定なし				
	鹿児島県									協議会の中で、対応について検討する。				
	宮崎県													
	鹿児島県	●	●	○	○	○	○			定例記者会、NHKとの懇談、気象予報士会との会合等において水防災関連情報の普及・啓発を図る				
	宮崎県	●	○	○	○	○	○			気象、地象等についてメディアとの懇談会を行っており引き続き継続。				
鶴田ダム管	●	○	○	○	○	○	川内川河川事務所と協働実施							
川内川河川	●	●	○	○	○	○	マスコミとの意見交換会を実施(H30.3)							

施策番号	項目	事項	実施内容	主な取組内容	関係機関名	実施年●・実施予定年○						項目番号 課題番号	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20) 今後の進め方及び数値目標等	具体的内容等	
						H29.3以前	H29年度末	H30年度末	H31年度末	H32年度末	H33年度以降				
2	1	適切な避難誘導に関する事項	①盆地と狭窄部が交互に繋がる地形を踏まえ、氾濫形態にも考慮した避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成	・避難に着目したタイムライン未策定市町については、タイムラインを策定。	薩摩川内市	●						以降1、E、N	(水害対応タイムライン) 【国管理河川】 ・平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効果的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者による多様な防災行動を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。 【県管理河川】 ・平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。	関係機関と連携し、タイムラインを作成した	
					さつま町									策定済み	
					伊佐市			○	○	○	○				
					湧水町	●									今後も関係機関と連携を図る。
					えびの市	●									タイムライン作成済み 順次見直しを行う
					川内川河川	●									関係全市町のタイムライン(簡易版)策定済(H28年度)
			②タイムラインを用いた訓練及び見直し	・タイムラインを用いた訓練を行い、内容を検証し適宜見直す。	薩摩川内市			○				以降1、E、N	【国・県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。	今後の訓練において、検証し適時見直しを行う	
					さつま町									随時見直しを行う	
					伊佐市			○	○	○	○				随時、見直しを行う。
					湧水町	●									随時、見直しを行う。
					えびの市			○							
					鹿児島県		●	○	○	○	○				タイムライン作成済
					川内川河川		●	●	○	○	○				タイムラインを用いた水防演習、訓練により、内容を検証し適宜見直す。(川内川総合水防演習H30.5)
			宮気象台			○	○	○	○		タイムラインで提供する気象注警報などの発表タイミングなどの見直しを行う。				
			③河川管理者及び気象台から市町長への助言体制(ホットライン)の強化	・毎年、出水期前にホットラインの訓練等を実施し助言体制の強化を図る。 ・市町長だけでなく、副市町長、防災・建設担当部長とのホットラインを確立。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	A12、N	【県管理河川】 ・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。 【国・県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。	関係機関との更なる連携強化を図る	
					さつま町	●									関係機関と連携を図る
					伊佐市	●	●	○	○	○	○				毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。
					湧水町	●									今後も関係機関と連携を図る。
					えびの市	●									毎年度当初に見直し、連絡網の確認を行っている
					鹿児島県		●	○	○	○	○				出水期前にホットラインの連絡体制を確認する。
					鹿気象台	●	●	○	○	○	○				重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合には、受動的、能動的ホットラインを市町長および防災担当者に行っている。
					宮気象台	●	○	○	○	○	○				重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合には、受動的、能動的ホットラインを市町長および防災担当者に行っている。
			鶴田ダム管	●	○	○	○	○	○		出水期前にホットラインの連絡体制を確認する。				
			川内川河川	●	●	●	○	○	○		出水期前にホットラインの連絡体制を確認する。				
			④「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改訂を踏まえた適切な避難勧告・避難指示・発令に向けた取組	・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改訂を踏まえ、避難勧告等の発令を判断する水位を検討。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	A11、M、N	【県管理河川】 ・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ。 ・平成33年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易の方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知) ・毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。	適時、関係機関と連携し検討する	
					さつま町										関係機関と連携を図る
					伊佐市	●	●	○	○	○	○				毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。
					湧水町	●									今後も関係機関と連携を図る。
えびの市		○								上部組織の意見を参考にし、検討を行う。					
⑤想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を考慮し、災害時要配慮者支援計画、水害時住民行動マニュアル及び地域孤立化防止対策について確認を行い、必要に応じて見直し	・災害時要配慮者支援計画、水害時住民行動マニュアル及び地域孤立化防止対策について確認を行い、必要に応じて見直し	薩摩川内市	●	●	○				A、3、4、5、F	-	見直しを含め関係者で検討中				
		さつま町										今後の検討とする			
		伊佐市													
		湧水町	●									随時、見直しを行う。			
		えびの市													
		鹿児島県	●	●	○	○	○	○				「孤立化集落対策マニュアル」を策定済みであり、当該マニュアルに基づき、引き続き、県及び市町村、防災関係機関等が一体となった取組を促進することとする。			
		宮崎県	●	○	○	○	○	○				要配慮者利用施設に関する部局での調整会議を実施し、協力体制の構築や情報の共有を図った。			



施策番号	項目	事項	実施内容	主な取組内容	関係機関名	実施年●・実施予定年○						項目番号 課題番号	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20) 今後の進め方及び数値目標等	具体的内容等	
						H29.3以前	H29年度末	H30年度末	H31年度末	H32年度末	H33年度以降				
2	安全かつ迅速な避難、着実な水防活動のための取組	1 適切な避難誘導に関する事項	これまでの取組を引き続き実施	⑨トップセミナーの実施 ・市町長や防災担当者を対象とした水災害に関するトップセミナーを実施。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	ア15	-	県等が開催する首長会議に出席している	
					さつま町									対応を検討する	
					伊佐市	●	●	○	○	○					
					湧水町									他機関が主催するものに出席。	
					えびの市	●								各種研修等に参加している。	
					鹿児島県										
					宮崎県	●	●	○	○	○	○			各地域で実施する大規模氾濫等減災協議会等の場を通じて防災に関する情報を説明	
					鹿気象台	●	●	○	○	○	○			台長による市町村首長訪問を毎年実施している。その中で防災に関連する情報について説明する。	
					宮気象台	●	○	○	○	○	○			台長による市町村首長訪問を毎年実施している。その中で防災に関連する情報について説明を行っている。首長を対象としたトップセミナーで気象に関して説明を実施していく。	
					鶴田ダム官	●	●	○	○	○	○			毎年首長を対象としたトップセミナーを開催	
					川内川河川	●	●	○	○	○	○			毎年首長を対象としたトップセミナーを開催	
		2 水防体制の強化に関する事項	これまでの取組を引き続き実施	新たな取組や拡充等に着手	①水防協力団体の募集・指定の促進 【新規追加】 ・水防団員、水防協力団体の募集を、HP等で広く実施。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	以降7、○	【国・県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。	消防局と連携し、引き続き対応する
						さつま町	●								引き続き対応する
						伊佐市	●	●	○	○	○	○			防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。
湧水町											未実施				
えびの市	●										市広報等で活動状況を掲載している。				
2 水防体制の強化に関する事項	これまでの取組を引き続き実施	②水防資機材の備蓄・効率的活用	・出水期前に資機材の確認と、広域的利用体制の確認を引き続き行う。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	ア13	【国・県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。	消防局等と連携し、引き続き対応する		
				さつま町	●								引き続き実施		
				伊佐市	●	●	○	○	○	○			協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。		
				湧水町	●								継続して実施。		
				えびの市	●										
				鹿児島県	●	●	○	○	○	○			資機材の確認、不足分の補充		
				宮崎県	●	●	○	○	○	○			備蓄状況を点検しつつ、水防計画書に掲載すると共に防災対策会議等を通じ、国やえびの市と情報共有		
				鶴田ダム官	●	●	○	○	○	○			毎年関係機関とともに重要水防箇所合同巡視により備蓄資機材の確認		
2 水防体制の強化に関する事項	これまでの取組を引き続き実施	③重要水防箇所の情報提供及び地域防災計画書、水防計画書へ掲載	・毎年、最新の重要水防箇所の情報を提供し、地域防災計画書(市町)及び水防計画書(県)に掲載。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	ア14	-	地域防災計画の見直しを今後も実施		
				さつま町	●								引き続き実施		
				伊佐市	●	●	○	○	○	○					
				湧水町	●								継続して実施。		
				えびの市	●										
				鹿児島県	●	●	○	○	○	○			県水防協議会での審議を経て、水防計画書に掲載		
				宮崎県	●	●	○	○	○	○			毎年、確認し更新している。		
				川内川河川	●	●	●	○	○	○			毎年、最新の重要水防箇所の情報を提供する		

施策番号	項目	事項	実施内容	主な取組内容	関係機関名	実施年●・実施予定年○						項目番号 課題番号	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20) 今後の進め方及び数値目標等	具体的内容等			
						H29.3以前	H29年度末	H30年度末	H31年度末	H32年度末	H33年度以降						
2	安全かつ迅速な避難、着実な水防活動のための取組	2	水防体制の強化に関する事項	④ボランティアの受け入れ体制、業界団体等との協力体制の確立	・ボランティアの受け入れ体制については、適宜見直す。 ・業界団体等との協力体制については、協定等を締結し確立を図る。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	ア15	-	関係団体と連携し、体制の更なる充実を図る		
						さつま町	●								引き続き実施		
						伊佐市									社会福祉協議会が担当		
						湧水町	●								今後も関係機関との連携を図る。		
						えびの市	●										
						鹿児島県											
						宮崎県	●	●	○	○	○	○			関係業界団体と大規模災害時の支援協定を締結。		
						鶴田ダム官	●	●	○	○	○	○			毎年災害協力会社と協定を締結		
						川内川河川	●	●	●	○	○	○			毎年災害協力会社と協定を締結		
						薩摩川内市	●	●	○	○	○	○			以降6	-	関係機関と連携し、引き続き実施
						さつま町	●										引き続き実施
						伊佐市											防災会議のみ実施している。
						湧水町	●										継続して実施。
						えびの市	●										
						鹿児島県	●	●	○	○	○	○					洪水対応演習に参加。
				宮崎県	●	●	○	○	○	○	関係市町村及び団体と防災訓練を実施している。						
				川内川河川	●	●	●	○	○	○	出水期前に関係機関参加の下に洪水対応演習(情報伝達演習)を実施。川内川総合水防演習実施(H30.5)						
				薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	ア14	【国・県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係わる建設業者を含む)が共同して点検を実施。	引き続き実施				
				さつま町	●								引き続き実施				
				伊佐市	●	●	○	○	○	○			毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者が共同して点検を実施。				
				湧水町	●								継続して実施。				
				えびの市	●												
				鹿児島県			○						H30川内川水防訓練予定。これまで、関係機関との合同点検は実施していない。今後について協議会の中で関係機関と検討したい。				
				宮崎県	●	●	○	○	○	○			出水期前に関係機関参加の下に合同巡視を実施				
				鹿気象台	●	●	●	○	○	○			引き続き合同巡視に参加し、危険箇所を共有する				
				宮気象台	●	○	○	○	○	○			引き続き合同巡視に参加し、危険箇所を共有する。				
				鶴田ダム管	●	●	○	○	○	○			出水期前に関係機関参加の下に合同巡視を実施				
				川内川河川	●	●	●	○	○	○			出水期前に関係機関参加の下に合同巡視を実施				
				薩摩川内市	●		○	○	○	○			ア6	【国・県管理河川共通】 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施。	関係機関と連携し、引き続き実施		
				さつま町	●										引き続き実施		
伊佐市							総合防災訓練は、毎年9月に実施している。										
湧水町	●						継続して実施。										
えびの市	●																
鹿児島県	●	●	○	○	○	○	水防演習に参加。 平成30年度は整備局等との共催により総合水防演習を実施										
宮崎県	●	●	○	○	○	○	毎年建設業協会等と協同した防災訓練を実施している。 えびの市・小林市・高原町において県総合防災訓練を10月に実施予定										
鹿気象台																	
宮気象台							出水気前に洪水予報発表演習を実施										
鶴田ダム管	●	●	○	○	○	○	出水期前に水防演習等を実施										
川内川河川	●	●	●	○	○	○	出水期前に水防演習等を実施 川内川総合水防演習実施(H30.5)										

施策番号	項目	事項	実施内容	主な取組内容	関係機関名	実施年●・実施予定年○						項目番号 課題番号	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20) 今後の進め方及び数値目標等	具体的内容等		
						H29.3以前	H29年度末	H30年度末	H31年度末	H32年度末	H33年度以降					
3	1	排水施設等に関する事項	①大規模出水時における緊急排水計画の策定	・大規模出水時における緊急排水計画について検討を進める	薩摩川内市	●	●	○				以降14、Q	【国・県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現状の施設・機材の情報について共有。  【国管理河川】 ・平成32年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水計画を作成。 ・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。  【県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。	引き続き取り組む		
					さつま町									今後検討を進める		
					伊佐市			○						関係機関と連携し、検討を行う。		
					湧水町	●										
					えびの市	●										
					川内川河川				○					今後検討を行っていく。		
			②鶴田ダムにおいて、危機管理型運用について検討	・鶴田ダムにおいて、危機管理型運用について検討する。	鶴田ダム管	●	●	○	○	○	○	以降16、R	-	ダム操作規則等点検要領(案)に基づいた特別防災操作について検討		
			川内川河川					○		大規模災害時等、必要に応じ特別防災操作を要請していく。						
			【新規追加】 ③浸水被害軽減地区の指定	-	-	-	薩摩川内市							-	【国・県管理河川共通】 ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考になるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効用が認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果等)提供を実施。 ・複数市町に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し連携して指定に取り組む。	未実施
							さつま町									
	伊佐市															
	湧水町															
	えびの市															
	鹿児島県															
	川内川河川									○			今後検討を行っていく。			
	2	④浸水頻度の高い場所の災害危険区域(土地利用規制)の指定促進	・土地利用規制が必要な箇所において災害危険区域の指定を行う	薩摩川内市	●						以降7、R	【国・県管理河川共通】 ・平成29年度中に浸水想定区域内の全ての市町のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して平成29年度中を目途に災害危険区域指定に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。	引き続き取り組む			
				さつま町	●											
				えびの市	●											
		⑤排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備及び確認	・出水期前に、関係機関等の連絡体制の確認を行う。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	以降8、P、Q	-	引き続き実施する			
				さつま町	●									引き続き実施		
				伊佐市	●											
				湧水町	●									継続して実施。		
				えびの市	●											
川内川河川		●	●	●	○	○	○	○	出水期前に、関係機関等の連絡体制を確認する。							
⑥排水機場や樋門・樋管等の点検、試運転、操作訓練等の実施		・出水期前に排水機場等において、点検及び試運転等を行う。 ・出水期前に樋門・樋管等において、点検及び操作訓練等を行う。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	以降9、P、Q	-	引き続き実施する				
			さつま町	●									引き続き実施			
			伊佐市	●												
			湧水町	●									継続して実施。			
	えびの市		●													
	鹿児島県		●	●	○	○	○	○	○			県管理河川に設置されている操作が必要な樋門・樋管については、地元自治体と操作に関する年間契約を行っており、その中で出水期前にゲートの作動の確認を行っている。				
	宮崎県		●	●	○	○	○	○	○			県管理河川に設置されている操作が必要な樋門・樋管については、地元自治体と操作に関する年間契約を行っており、その中で出水期前にゲートの作動の確認を行っている。				
川内川河川	●	●	●	○	○	○	○	出水期前に排水機場、樋門・樋管等の点検及び試運転等を実施								
⑦大規模災害を前提とした復旧対応演習の実施	・出水期前に大規模災害の発生を前提とした演習を実施	川内川河川		●	○	○	○	○	以降16、Q	-	毎年堤防決壊シミュレーションを実施する。					

# 取組事例

---

(平成30年度川内川水防災意識社会再構築協議会)

平成30年6月12日

# 川内川河川事務所

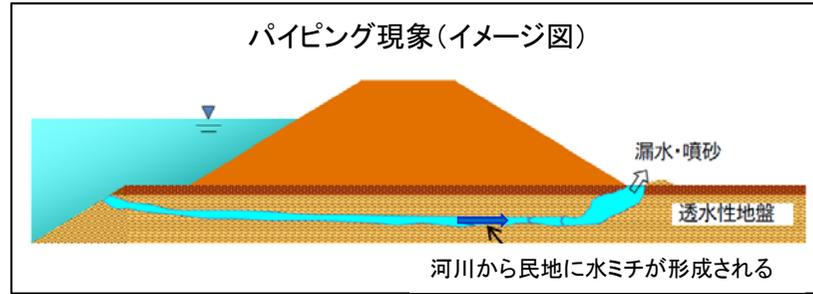
---



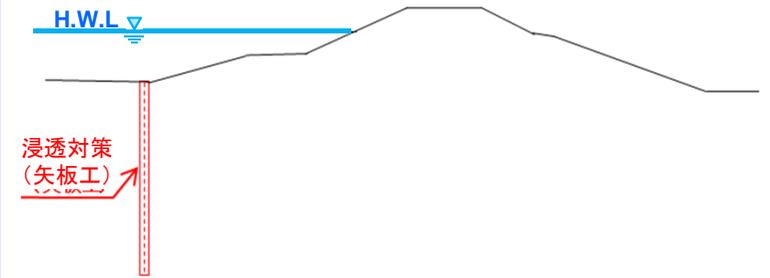
# ○堤防整備等の河川改修の実施(堤防強化対策)

## 【平成30年度の内容】

湧水町川西地区は、旧吉松町市街部に位置し、雨水や洪水等の堤防への浸透に対する安全性が不足していることから、平成29年度より堤防強化対策に着手しており、平成30年度についても、引続き堤防強化対策を実施し、早期に堤防の安全性の向上を図ります。



## 堤防強化対策 イメージ横断図



※現時点でのイメージであり、実際とは異なる場合があります。

## 川西地区堤防強化対策(湧水町)



## 堤防強化対策

※施工範囲は実際と異なる場合があります。



# ○HP等にて発信している防災情報の充実

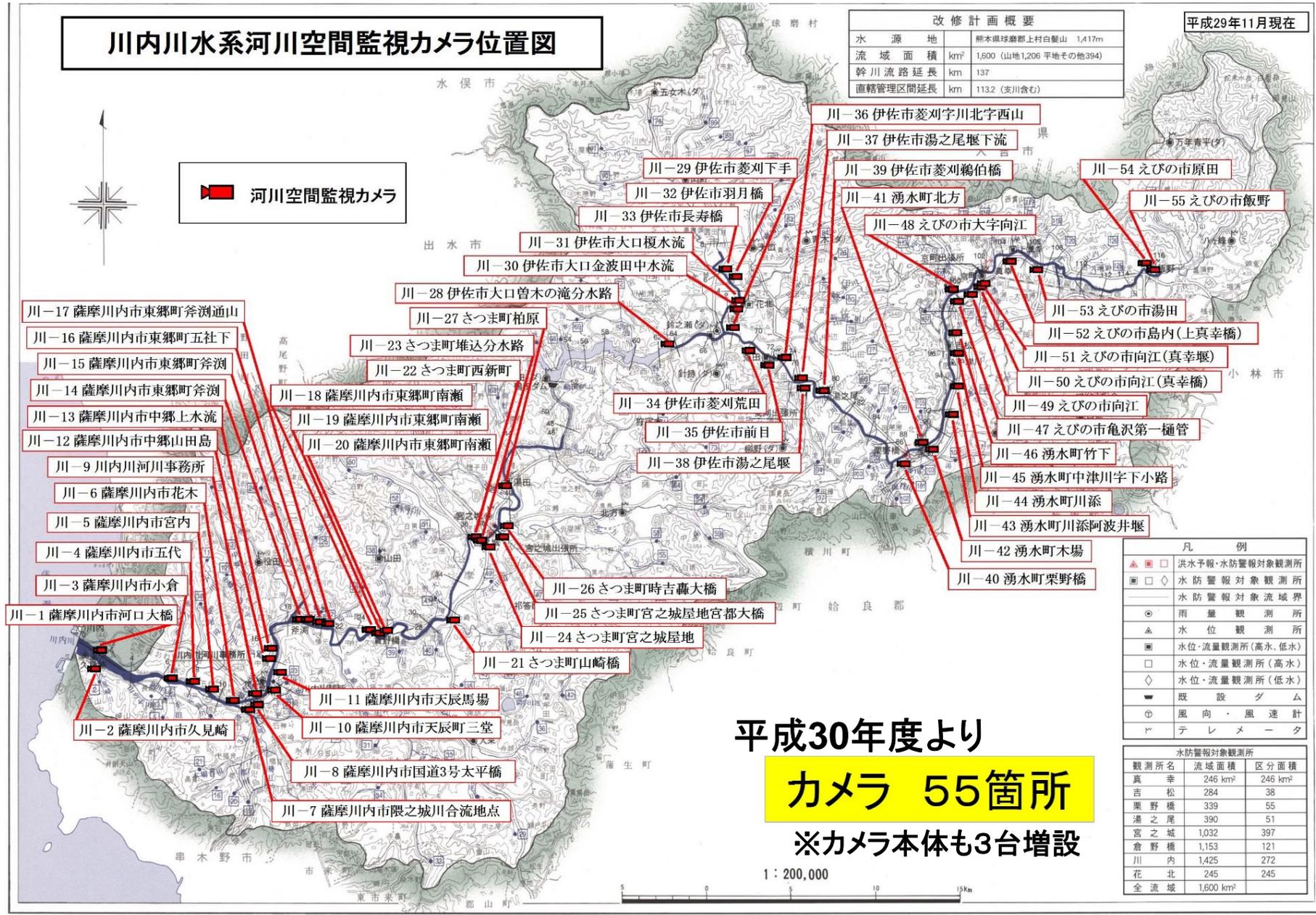
河川管理上の観点から洪水に対しリスクの高い箇所への河川映像に加え、住民目線で流況を把握しやすい市街部についてもCCTVカメラ映像をHPにて配信し、避難行動に繋がる防災意識の提供を拡充する。平成30年度より、**配信カメラ数を12箇所から55箇所に増やした**ところ。

## 提供している防災情報(早よ見やん川内川)

The screenshot shows a web browser window displaying the '川内川 防災情報' website. The page features a 'ライブカメラMAP' (Live Camera Map) of the Kawachi River basin with 12 camera locations marked: 羽月橋, 真幸橋, 吉松橋, 曾木の滝, 鶴田ダム, 荒田天神橋, 栗野橋, 柏原橋, 東郷橋, 虎居, 倉野橋, and 太平橋. A text box states: '平成29年度まではカメラ12箇所' (Until FY2017, 12 cameras). The right sidebar contains a QR code and links for mobile access and disaster preparedness information.

# ○HP等に発信している防災情報の充実

## 提供している防災情報(早よ見やん川内川)



# ○HP等にて発信している防災情報の充実

提供している防災情報(早よ見やん川内川)が、スマートフォンでも見るできるようになりました。



※平成30年4月より配信開始

## トップページ

川内川リアルタイム防災情報  
早よ見やん川内川

水位 雨量 レーダ雨量  
河川映像 ダム情報 警報・予報

水防警報

観測所	警報
真幸水位観測所	発表はありません
吉松水位観測所	発表はありません
栗野橋水位観測所	発表はありません
宮之跡水位観測所	発表はありません
倉野橋水位観測所	発表はありません
川内水位観測所	発表はありません
花北水位観測所	発表はありません

水防警報発生基準 [詳しく見る](#)

洪水予報

## 水位情報トップ

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所

川内川リアルタイム防災情報

水位 雨量 レーダ雨量  
河川映像 ダム情報 警報・予報

### 水位情報

観測地一覧

観測地	川内川本川	川内川支川
飯野	0.22 m	→
上真幸	1.38 m	→
真幸	1.41 m	→
吉松	0.74 m	↓
栗野橋	-0.20 m	↓
湯之尾	0.20 m	↑
荒田	1.90 m	→
花北	1.25 m	↓
鈴之瀬	1.38 m	→
湯田	1.32 m	↓
宮之城	1.20 m	↓
倉野橋	1.41 m	↓
斧淵	0.66 m	↓
川内	-0.46 m	↓

03/08 16:50 現在

観測地	水位	変動
飯野	0.22 m	→
上真幸	1.38 m	→
真幸	1.41 m	→
吉松	0.74 m	↓
栗野橋	-0.20 m	↓
湯之尾	0.20 m	↑
荒田	1.90 m	→
花北	1.25 m	↓
鈴之瀬	1.38 m	→
湯田	1.32 m	↓
宮之城	1.20 m	↓
倉野橋	1.41 m	↓
斧淵	0.66 m	↓
川内	-0.46 m	↓

## 観測所詳細

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所

川内川リアルタイム防災情報

水位 雨量 レーダ雨量  
河川映像 ダム情報 警報・予報

栗野橋

現在の水位

時間	水位	変動
03/08 16:50	0.74 m	↓

水位履歴

10分度履歴			1時間度履歴		
時間	水位	変動	時間	水位	変動
16:50	0.74 m	↓			
16:40	0.75 m	↓			
16:30	0.76 m	↓			
16:20	0.78 m	↓			
16:10	0.79 m	↓			
16:00	0.80 m	↓			

水位グラフ(6時間)

17:00現況

基準水位

基準	数値
栗野橋	0.74 m

# ○災害時のマスコミとの災害時放送協定未締結社との締結

## ●川内川の映像情報の提供並びに放送等に関する協定

### 川内川の映像情報の提供並びに放送等に関する協定とは

この協定は、川内川河川事務所が有する映像情報を放送局に提供し、放送局が提供された情報をもとに放送に活用することにより、地域住民の洪水被害の予防、迅速な避難等に役立てることを目的とし締結するものである。

川内川水系の映像情報の提供並びに放送等に関する協定書

国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所長（以下「甲」という。）及び株式会社南日本放送代表取締役社長（以下「乙」という。）は、甲が有する川内川水系の映像情報について、乙が提供を受け並びに放送に使用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）  
この協定は、甲が有する川内川の映像情報を乙に提供し、乙が提供された情報をもとにテレビ、インターネット等の放送に活用することにより、地域住民の洪水被害等の情報、迅速な避難等に役立てることを目的とする。

第2条（提供する情報）  
甲が管理する川内川水系の直轄管理区間において、洪水、異常濁水等が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、及び甲が必要と認めるときは、甲は乙に映像情報の提供を行うことができる。  
2 甲が提供する映像情報については、別紙-1のとおりとする。  
3 甲は、提供する映像情報の内容に変更が生じた場合には、その旨を乙に通知し、内容の見直しを行うものとする。

第3条（映像情報の配信の停止）  
乙は、映像情報の受信にあたり、次の事項に掲げる場合は、その責任を甲に問わないものとする。  
(1) 天災その他の不可抗力に基づく機器の故障による映像情報の送信停止。  
(2) 保守、点検による映像情報の送信停止。

第4条（提供された映像情報の放送）  
乙は甲から第2条に基づき映像情報の提供を受けた際には、当該映像情報及び乙が別に取材等で得た情報を合わせ、必要に応じて放送を行うものとする。  
2 提供を受けた映像情報の放送に際しては、適宜、「映像提供：国土交通省川内川河川事務所」等の提供元が分かるタイトル表示を入れるものとする。

第5条（映像情報の他への提供について）  
乙が受信した映像情報を自ら利用する以外、甲の了解なしに第三者への提供または変更してはならない。乙の責任のもと乙の系列局が映像を使用することについては、甲はこれを認めるものとする。但し、乙の系列局で使用した際は、甲に情報提供を行うものとする。

第6条（映像の提供方法）  
甲の有する映像情報を乙に提供する方法は、次のとおりとする。  
(1) 甲は、乙に映像を提供するために川内川河川事務所内に映像分配装置等を設置する。  
(2) 乙は、川内川河川事務所内の映像分配部で映像を取得するものとする。

(3) 乙は、受け取りに必要な伝送路及び伝送装置等を準備するものとする。  
(4) 乙は、第2条第2項で定めた固定映像のうち、同時に最大2面像を取得できる。  
(5) 提供する画像の画角等の変更については、乙からの要請により甲が行うものとする。ただし、災害等の緊急時には、甲は乙の要請に応じることができない場合がある。

第7条（映像分配装置等の設置及び管理）  
映像分配装置等の機器の設置及び維持は、甲が行うものとする。  
2 乙が準備した伝送路及び伝送装置等の維持管理は、乙が行うものとする。  
3 映像提供についての責任分界点は、映像分配装置から出力された配信ケーブルのBNCコネクタとする。（別紙-2を参照）  
4 映像分配装置の更新等、改変が生じた場合には、甲乙別途協議するものとする。

第8条（連絡窓口）  
第2条及び第4条に基づく業務を円滑に実施するために、連絡責任者と実務担当者をおくものとする。  
2 連絡責任者とは、映像情報の提供を開始する時の連絡責任者であり、実務担当者とは、映像情報の内容等の実務を行う実務担当者である。  
3 連絡責任者と実務担当者の役割は別紙-3のとおりとし、別途連絡責任者及び事務担当者に変更がある場合は、その都度、双方に通知する。

第9条（疑義の解決）  
この協定の施行にあたり、この協定に定めのない事項又はこの協定に関し、疑義を生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを解決するものとする。

第10条（有効期間等）  
この協定の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、甲乙のいずれからも、本協定の改廃について申し出がないときは、更に1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

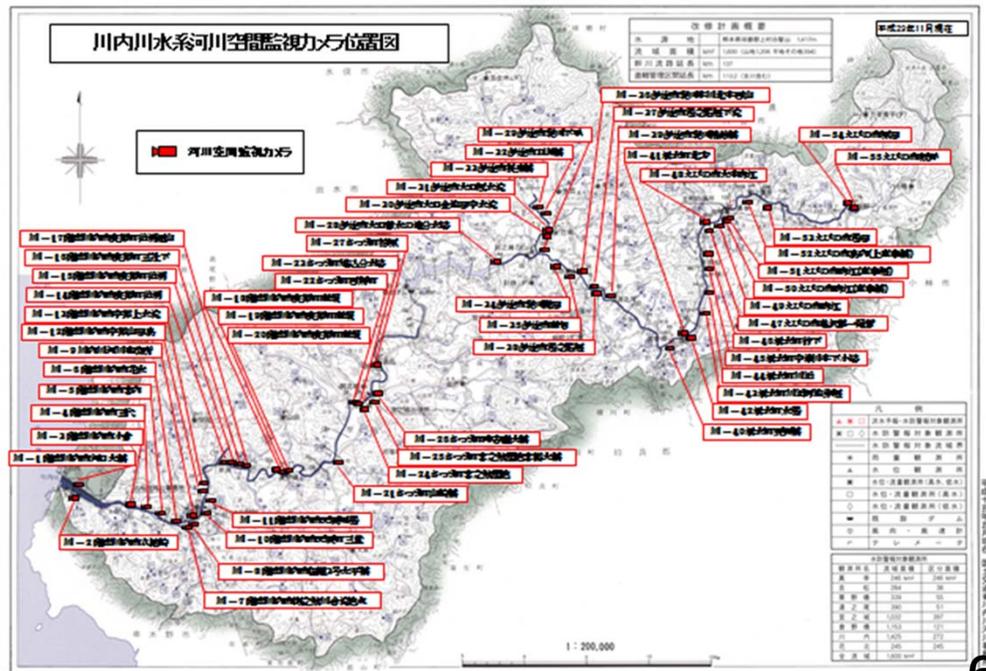
本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記入捺印のうえ各自1通を保有する。

平成29年11月30日

甲 鹿兒島県薩摩川内市東大小路町2番2号  
国土交通省九州地方整備局  
川内川河川事務所長 坂元 浩二

乙 鹿兒島県鹿児島市高麗町5番25号  
株式会社南日本放送 代表取締役社長 中村 邦尚

**協定を締結している放送局**  
日本放送協会鹿児島放送局 平成14年 1月 6日締結  
鹿児島テレビ放送(株) 平成19年 6月18日締結  
(株)南日本放送 平成29年11月30日締結



**(株)南日本放送（MBC）との協定内容**  
(H29年11月30日締結)

# ○住民自らの避難行動に資するためのリスク情報の共有

## ●洪水情報の緊急速報メール配信

平成30年5月1日より、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信のエリアが拡大され、川内川水系の3市2町(薩摩川内市、さつま町、伊佐市、湧水町、えびの市)も対象エリアになりました

「洪水情報の緊急速報メール配信」のイメージ



### 住民に配信される洪水情報の緊急速報メールの例

<h4>①河川氾濫のおそれ</h4>	<h4>②- I 河川氾濫発生 (河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)</h4>	<h4>②- II 河川氾濫発生 (堤防が壊れ、河川の水が大量に流れ出ている時)</h4>
<p style="text-align: center;">【見本】</p> <p>(件名) 河川氾濫のおそれ</p> <p>(本文) ○○川の○○(○○市○○)付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 本通知は、九州地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。 (国土交通省)</p>	<p style="text-align: center;">【見本】</p> <p>(件名) 河川氾濫発生</p> <p>(本文) ○○川の○○市○○地先(左岸、東側)付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ている。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 本通知は、九州地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。 (国土交通省)</p>	<p style="text-align: center;">【見本】</p> <p>(件名) 河川氾濫発生</p> <p>(本文) ○○川の○○市○○地先(左岸、東側)付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。防災無線、テレビ等により自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。 本通知は、九州地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。 (国土交通省)</p>

# ○住民自ら避難行動に資するためのリスク情報の共有

●地デジのデータ放送で、雨量や川の水位の状況を確認

地デジのデータ放送（NHK・MBC・KYT）でお近くの雨量や川の水位の状況を見ることができます。



通常のテレビ画面

川内川 1/4

雨量 強

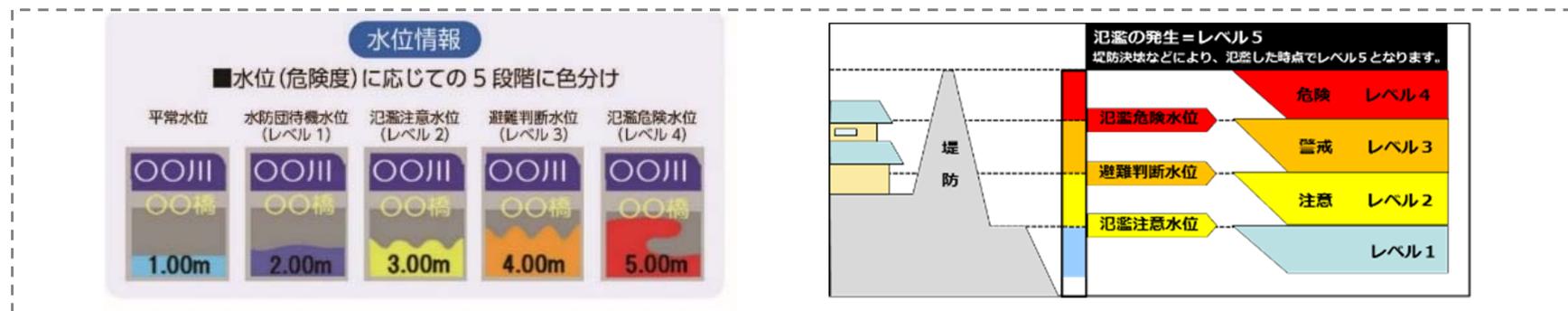
川内観測所 0.71m 正常水位

米之津川	川内川	平佐川
春日橋	吉松	草原橋
0.95m	0.31m	2.09m

2月21日 9:50 更新

※機器点検等のため、一部の観測所でデータが欠測する場合があります

ヘルプ NHKトップ



# ○出前講座の実施

## ●出前講座

平成29年10月14日（土）に、薩摩川内市東郷町公民館にて、斧渚地区コミュニティ協議会が主催する土曜授業【おのぶち塾～TOGOの日】が開催されました。

今回は川内川をテーマに東郷小学校、東郷中学校合わせて200人の子供たちと保護者が参加して行われ、当日は事務所職員が日頃の業務で得た豊富な知識と経験をもとに講師として教壇に立ち、川内川の歴史やこれまでの水害対策、かわまちづくりなどの講義のほか、パックテストによる簡易水質調査などの体験型の学習を実施しました。最後に行ったペーパーテストでの答え合わせでは正解発表のたびに歓声が上がり、大興奮の学習会となりました。

☆講義テーマ☆(講師:調査課・川内出張所職員)

- ①川内川ってこんな川
- ②安心して暮らせる川内川にするために
- ③魅力ある川内川にするために
- ④美しい川内川にするために
- ⑤水害に強い川内川にするために
- ⑥川内川あらしについて
- ⑦テスト

6人の講師が川内川のテーマに各10分～30分程度講義を行いました!!

川内川にまつわる講義以外にも川内川、支川の高城川の水また、ジュースを混ぜた水等を使った水質調査(CODパックテスト)を行いました。

最後には小テストを実施全問正解者には**豪華賞品**が配られました。



国交省の事業紹介をする中原調査課長



パックテストのようす



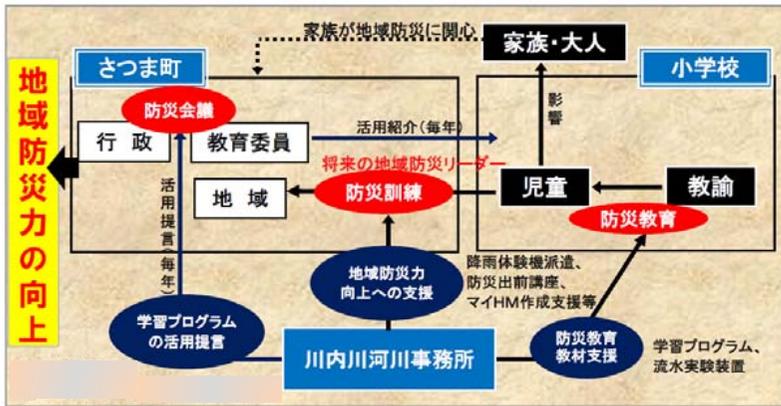
学習会場のようす

### 生徒代表の感想

昔起こった災害や今川内川でどんなことが行われているのかが分かりました。今後の勉強に繋げていきたいと思えます。

# ○小学校における水防災河川学習の推進

- 川内川においては、自ら判断して避難することができる人材育成を目的とした水防災河川学習を小学校において推進中。
- 平成24年度からさつま町において「水防災河川学習プログラム」の開発を進め、平成26年度から町内の全小学校（9校）で本プログラムを用いた教育課程に基づく授業を開始。
- 平成28年度から薩摩川内市においても取組を拡大。平成29年度に薩摩川内市版の「水防災河川学習プログラム」を作成。
- 引き続き、薩摩川内市、伊佐市、湧水町にも本取組を展開していく予定。



## 川内川

### 水防災河川学習プログラム

学習教材（単式・複式学級）  
小学校の教育課程に対応した体系的な水防災学習教材集



小学校5年生社会科「自然災害を防ぐ」の授業の様子  
(さつま町立盈進小学校 H29. 2)



小学校5年生理科「流れる水のはたらき」の授業の様子  
(さつま町立盈進小学校 H25. 10)



小学校5年生理科「台風と天気の変化」の授業の様子  
(薩摩川内市立東郷小学校 H28. 10)

# 鶴田ダム管理所

---

# 特別防災操作（洪水中に下流への流量を低減させる操作）

- 激甚化・頻発化する洪水等の被害軽減に向け、既設ダムを有効活用するダム再生をより一層推進する方策として「ダム再生ビジョン」が策定されました（平成29年6月）。
- 「ダム再生ビジョン」に基づき、九州地方整備局管内の直轄管理ダム（全8ダム）において、平成30年4月より「特別防災操作」の運用を開始します。
- 今後、ダム下流の河川で被害が発生している場合等、ダム下流の河川管理者又は自治体等からダム放流量の減量要請があった場合、ダム管理者が特別防災操作実施の可否を判断し特別防災操作へ移行します。  
なお、当面は台風にとまなう洪水を対象として試行します。

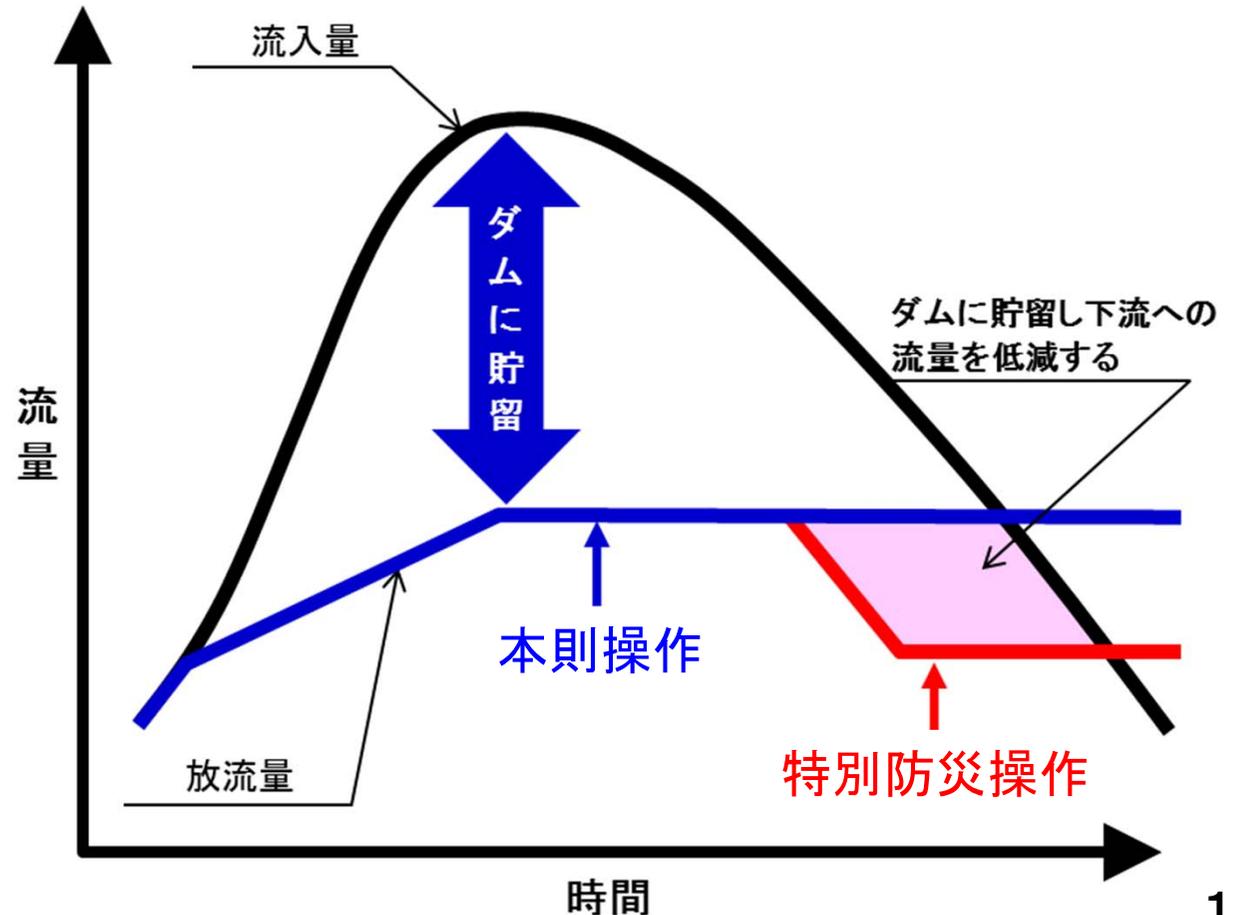
## 【河川管理者又は自治体等からの減量要請】

ダム下流の河川で、洪水被害が発生又は発生の恐れがある場合、ダム下流の河川管理者又は自治体等は、ダム管理者へ特別防災操作の要請を行う。

## 【判断のポイント】

放流量の減量要請を受けたダム管理者は、特別防災操作実施の可否について、以下の①～③を確認し判断する。

- ①次期洪水の恐れがないか  
洪水調節によって貯留した水量を平常時最高貯水位（常時満水位）まで低下させる期間に次の洪水が発生しないことを予測で確認。
- ②洪水の終了が見通せるか  
雨量のピーク及び降雨の終了、次の雨域がないことを予測で確認。
- ③残貯水容量に余裕があるか  
ダムの残貯水容量に余裕があり、更に貯留することが可能か確認。



# 鹿児島地方気象台

---

## 防災気象情報の改善

- ◆ 社会に大きな影響を与える現象について、可能性が高くなるとも発生のおそれを積極的に伝える
  - ⇒「警報級の可能性」の提供
  - ⇒「危険度を色分けした時系列」の表示
- ◆ 危険度やその切迫度を認識しやすくなるよう、わかりやすく情報を提供
  - ⇒「危険度分布」の充実、提供
  - ⇒位置情報を活用したスマートフォン等で確認できる

## 出前講座の実施

- ◆ 薩摩川内市育英小学校で大雨防災ワークショップを開催  
(7月、6年生対象 10月、5年生対象)
- ◆ 樋脇地区コミュニティー協議会で大雨防災ワークショップを開催  
(8月、一般住民対象)

# 宮崎地方気象台

---

ICTを活用した洪水情報・大雨警報情報・土砂災害警戒情報の提供

- 危険度を色分けした表示
- 警報日の可能性を提供開始
- 大雨警報(浸水害)や洪水警報の危険度分布の提供開始
- 大雨・洪水警報や大雨特別警報の改善

改善Ⅰ 危険度を色分けした時系列

- 今後予測される雨量等や危険度の推移を時系列で提供
- 危険度を色分け

【現在】  
注意報・警報  
(文章形式)

【改善策】

平成××年××月××日××時××分××地方気象台発表  
××市

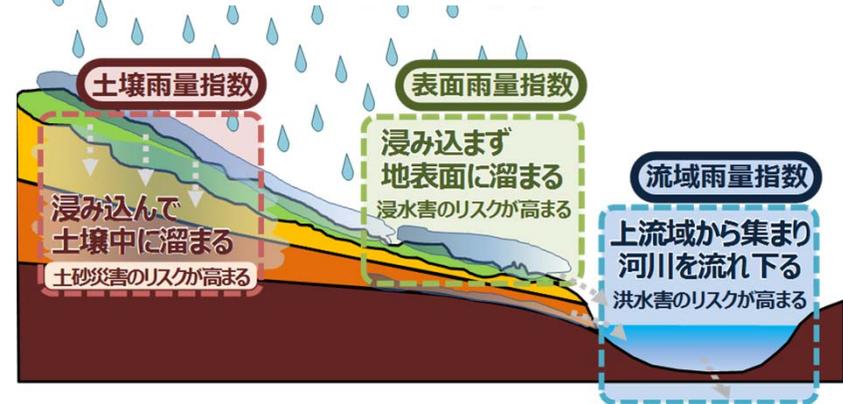
【発表】 暴風, 波浪警報 大雨, 雷, 濃霧注意報  
【継続】 高潮注意報

××市	今後の推移 (■警報級 ■注意報級)																
	7日							8日									
発表中の警報・注意報等の種別	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24
大雨 (浸水害)	10	10	30	30	50	50	50	30									
暴風 風向 風速 (矢印・メートル)	陸上 13 18	20 20	25 25	25 25	25 25	25 25	25 25	20 20	15 15	海上 20 20	25 25	25 25	25 25	25 25	20 20	20 20	
波浪 波高(メートル)	5	5	8	8	8	9	8	7	7								
高潮 潮位(メートル)	0.7	0.7	0.8	1.0	1.8	2.0	1.8	1.2	1.2								

改善Ⅲ 危険度分布(メッシュ情報)の充実

- 災害発生の危険度の高まりを評価する技術の開発(表面雨量指数・流域雨量指数)

【降雨により災害発生の危険度が高まるメカニズム】



- 大雨警報・洪水警報等を発表した市町村内においてどこで実際に危険度が高まっているかを確認できる危険度分布の提供



- 危険度分布の技術を活用した大雨特別警報の発表対象区域の改善

改善Ⅱ 「警報級の可能性」の提供

- 夜間の避難等の対応を支援する観点から、可能性が高くなくても、「明朝までに警報級の現象になる可能性」を夕方までに発表
- 台風等対応のタイムライン支援の観点から、数日先までの警報級の現象になる可能性を提供

日付		明朝まで	明日	明後日	(金)	(土)	(日)
警報級の可能性	雨	中	—	—	中	高	—
	風	中	—	—	高	高	—

# 宮崎県

---

## 2 水防体制の強化に関する事項

### ⑦水防訓練・演習の実施

■宮崎県では、毎年出水期前に土木事務所単位で防災対策会議及び防災訓練を実施している。

#### ☆目的

- ・管内の国や市町村、関係団体等の連携を密にし、連絡体制の確認・強化や管内危険箇所・重要施設箇所などの情報共有を図る。
- ・災害発生時の対応を実際に行うことにより、課題を抽出するとともに対応の習得を図る。



#### ■ H30年度 防災訓練の実施状況

1 訓練日時 平成30年5月23日 13:00～16:20

2 参加者 小林土木事務所22名、建設業協会9名、測量業協会8名、舗装業協会1名、法面保護協会 1名  
合計 41名

#### 3 総括

- ・H29に構築したホットラインについて、県と各市町において訓練を実施した。
- ・訓練全般としては、タイムスケジュールから遅れることなく、予定した訓練をすべて行えた。協会等の参加者についても、協会で作れることを考えながら訓練を行っていただいた。
- ・多くの職員の参加をいただいたが、訓練の役割が少なく、新規メンバーを対象として災害待機時の役割（雨量・水位記録、報告）なども合わせて実施するとよいとの意見があった。
- ・訓練の動きを見ながら本番の災害待機で自分がどのように動かなければならないか確認していた。